

令和5年度防災分野のデータプラットフォーム整備にむけた調査検討業務  
技術検討ワーキンググループ(第1回)  
議事要旨

1. 日時

令和5年10月18日(水) 13:00~15:00

2. 出席者

阿久津委員、大野委員、眞野委員、武藤委員(50音順)

内閣府(防災担当)、デジタル庁、(国研)防災科学技術研究所

3. 議事次第

(1) 本調査事業の概要

- 本調査事業の経緯・背景
- 関連事業の実施状況

(2) 今年度の検討方針・状況について

(3) そのほか

4. 議事要旨

内閣府より、本調査事業の経緯・背景のほか、関連事業である次期総合防災情報システム等に関する取組状況を、デジタル庁より、防災DXサービスマップ・カタログ等に関する取組状況を説明したのち、内閣府より、本調査事業の本年度の検討方針(案)及び検討状況(一部)を報告した。各委員からは以下の意見等があった。

【(1)本調査事業の概要 について】

- 特筆事項なし

【(2)今年度の検討方針・状況 について】

- 個別にシステム参加者と契約を結ぶと契約の数が膨大になるため、可能な範囲で契約事項を標準化し、全参加者に共通の契約を定めることが望ましい。
- システム参加者の真正性の確認について、参加者の自己申告による方法と、信頼できる第三者機関(TTP)による認証を伴う方法がある。防災分野で扱うデータの性質を踏まえ、参加者の真正性の確認方法を検討できるとよい。
- 法律上で責任とは、賠償を伴う概念であり、次期システムの利用規約でデータ提供者が責任を負う範囲を積極的に定めることは馴染まないと考える。例

えば、誤差を含むデータの利用による損害を立証することは難しい。責任範囲を定め、責任を追及するよりも、誤差を含むデータや未確定のデータが含まれうるという共通認識を築けるようなルール作りをできるとよいのではないか。責任を負わない範囲を定めることも一案である。

- 災害対応後や定期的な機会に、利用者からニーズを吸い上げ、システムの有用性を改善するフィードバックの仕組みについて検討することが望まれる。
- アカウントの所有という表現について、「所有」という語は形のないものには使えないため、「保有」や「管理」という語に改めることが適当である。
- ルール設計の前提となる想定されるシステムのリスクについて、体系的に確認を行うとよい。
- 関連するルールをシステムで機能化すると柔軟性が失われてしまうので、機能化する範囲は、発災時の有用性も考慮して検討されるとよいと考える。
- リスクの大きい違反行為については、通報が適切に促されるような枠組も検討できるとよい。
- 市区町村では、ネットワークの三層分離により、インターネットを用いるシステムの利用にあたり、端末の複数持ち（インターネット用の端末を持つ）を行っているという実態がある。長期的には改善されることを期待する。
- 災害発生時には国-都道府県間のみではなく、地方公共団体間の連携も重要である。次期システムの利用規約においては、地方公共団体間における応援受援活動等の情報共有の現状と整合が取れるとよいと考える。
- 現在の検討では、次期システムには個人情報を含むデータは含まれないこととしているが、復旧・復興期では、地方公共団体において個人情報を含むデータへのニーズも想定されることから、個人情報を含む情報のルールの検討も重要である。
- デジタル庁のデータ連携基盤によって、発災後の円滑な対応のため、サービス間でのデータ連携が促進されるとよい。

以上